



さらに働きやすい建設現場を目指します (週休2日工事の取り組みを一層進めます)

地域建設業において労働環境の改善を図るために、島根県における『週休2日工事』の新たな運用を開始し、建設業界の働きやすい環境づくりを目指します。

■背景

地域住民の生活に欠かせない道路や橋の建設、維持管理、災害復旧など、県民の皆様が安心して生活する支えとなっている建設業界では、就業者の高齢化や担い手不足が進行しています。

現在、若手技術者等の確保・育成が大きな課題となっており、魅力のある建設現場の創出が必要です。

■『週休2日工事』とは

工事期間を通して4週8休相当の休日取得に取り組むものを言い、週2日の休日を取得する完全週休2日とは異なります。発注者が実施にかかる必要経費を支払い、さらに工事成績評定への加点を行います。



「しまねの建設担い手の
確保・育成へ向けた取組」
イメージマーク

■島根県公共工事における新たな取組について

- ①これまで『週休2日工事』の対象外としていた、『時間制約のある工事』^{※1}や『道路及び河川維持管理業務』等を対象工事に追加します。
- ②受注者希望型において、交替制^{※2}による週休2日工事を選択可能とします。

※1 『時間制約のある工事』とは以下のようなものです。

- 交通規制・河川の出水期・完成時期等の制約のある工事
- 連続施工せざるを得ない工事（例：ニューマチックケーソン工法など）

※2 交替制は、技術者および技能者が交替しながら、現場閉所することなく週休2日の確保を目指す新たな運用です。

■ 『週休2日工事』の取組状況について

■	発注者指定型
■	受注者希望型

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
【発注者指定型】	あらかじめ週休2日工事にかかる費用を計上する方式		
	(現場閉所)		
	以下を除く工事を発注者指定型とする		
【受注者希望型】	休日確保の実績を確認して増加費用を支払う方式		
	(現場閉所) ・災害復旧工事	8月1日～ (現場閉所、交替制) ・災害復旧工事 ・時間制約のある工事 ・道路及び河川維持管理業務等	改正労働基準法 建設業適用 令和6年4月1日～
	対象外としていた工事 ・時間制約のある工事 ・道路及び河川維持管理業務等	全ての工事を週休2日工事対象へ拡大	

- ・『発注者指定型』とは、公告時に発注者が週休2日を実施することを指定するもの。
- ・『受注者希望型』とは、契約の後に受注者へ意向確認した上で取り組みを行うもの。
- ・『現場閉所』とは、建設機械の稼働および作業員の労働を終日休止していること。
- ・令和6年4月から改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用される。

島根創生計画	I 活力ある産業をつくる 3 人材の確保・育成 (2)働きやすい職場づくりと人材育成 (P.26)
--------	---

【県 HP】

(島根創生を進めるための新規・拡充施策(令和5年度版))

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/index.data/shinkikakujuR5.pdf>



(島根創生計画)

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/index.data/souseikeikaku_illustrated.pdf

